

習志野市防災対応方針

平成24年10月

習 志 野 市

1. 習志野市防災対応方針の背景・意義

(1) 背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北・関東地方を中心とする広い範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。習志野市においても震度 5 強を観測し、液状化による建物被害をはじめとした様々な被害が、市内各地で発生しました。また、災害対応においても、庁内での初動対応や地区対策本部における対応等で、様々な課題が浮上りました。今回の震災における被災経験や、浮き彫りになった課題・教訓は、風化させることなく、今後の防災対策に生かしていく必要があります。

国では、平成 23 年 12 月 27 日及び平成 24 年 9 月 6 日に「防災基本計画（国の防災計画）」が修正され、内閣府中央防災会議の専門調査会等で様々な検討が行われてきました。その他、「防災対策推進検討会議」を設置し、今後起こりうる大災害に備えた防災対策の充実・強化を図り、平成 24 年 7 月 31 日に最終報告を行ったところです。また千葉県では、国の様々な動きに伴い、平成 24 年 8 月 6 日に「千葉県地域防災計画」を修正しました。

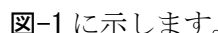
市では、「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議（以下、「復興検討会議」という。）」を設置し、東日本大震災により液状化した地域の被害実態と復興戦略について議論しました。平成 23 年度習志野市防災会議（平成 24 年 3 月 19 日）では、国・県の動きや東日本大震災の被災経験を受け、災害対策強化の必要性を明らかにし、地域防災計画修正の方向性を示しました。

また、地域防災計画の見直し検討に先立ち、東日本大震災での対応上の課題の洗い出しを行うため、「復興検討会議」の成果や、市職員、市民、関係機関等に対して行ったアンケート調査の結果等に基づき、東日本大震災の検証作業を実施し、平成 24 年 7 月に「東日本大震災の検証報告書」をまとめました。

(2) 意義

本方針は、未曾有の大災害であった東日本大震災の教訓をふまえ、国や県の対策との整合性を図りつつ、市の防災体制を強化し安全で安心な市民生活を守るため、市が行うべき防災対策の方針を示したものです。

今後の防災対策の見直しについては、本方針に基づき行うことを基本とし、現行の「習志野市地域防災計画」を、具体的かつ実効性のある計画へと修正します。

地域防災計画の見直しの流れと、その中における『習志野市防災対応方針』の背景・意義を、に示します。

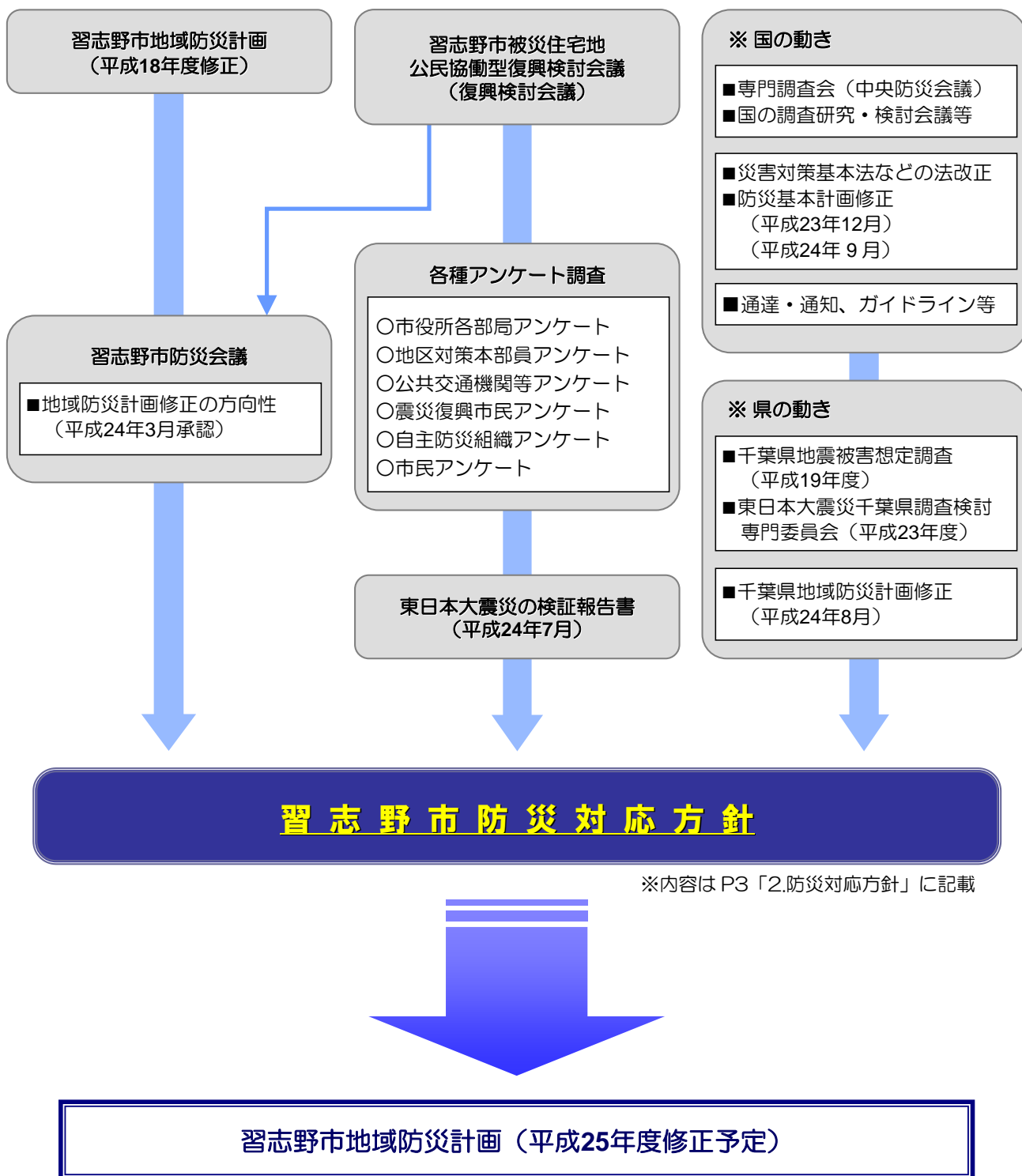


図-1. 習志野市防災対応方針の背景・意義

2. 防災対応方針

東日本大震災での教訓や国・県の対策強化の取組みをふまえ、市民の安全で安心な生活を守るため、今後市として強化・推進していくべき対策について具体化し、以下に示す12の防災対応方針を定めました。

庁内体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 職員の防災意識の向上・訓練の実施○ 初動体制の強化○ 各部署の役割分担についての周知・徹底、災害時各課対応マニュアルの作成
地区対策本部体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 地区対策本部体制の見直し(設置場所・本部職員の配備の検討)○ 地区対策本部運営マニュアルの作成
避難場所・避難所の設置運営に係る対応の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 避難所運営マニュアルの作成、市民組織等への周知○ 適切な避難場所・避難所の検討○ 避難所の生活環境改善対策の推進
帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保、避難所での対応の周知・徹底○ 交通事業者等との連携強化、災害時の役割等の明確化
津波対策の推進・強化	<ul style="list-style-type: none">○ 津波についての防災教育の推進、津波避難ビル等の指定
液状化被災地の復旧・復興と今後の予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進○ 継続した被災者生活再建支援、支援策の住民への広報・周知
自助・共助の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none">○ 地区別活動マニュアルの作成、周知・徹底○ 地区別防災カルテの作成、地域リスク情報の共有化促進○ 市民の防災活動の活性化支援
市民への情報発信の強化・推進	<ul style="list-style-type: none">○ 住民ニーズに応じた情報発信が実施できる体制の構築○ 災害時の情報伝達・情報発信手段の確立
防災教育の一層の充実と防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 災害記録を活用した防災教育用資料の作成○ 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施○ 液状化等の災害教訓に基づく防災意識啓発活動の推進
災害時要援護者の避難対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時要援護者の避難対策の推進
東日本大震災で発生した新たな課題に対する対策	<ul style="list-style-type: none">○ 備蓄・物流対策の強化○ 放射性物質事故対策の検討○ 大規模広域災害対策の推進
風水害対策の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 突風(竜巻)の発生を考慮した風水害対策の強化○ 内水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等によるリスク情報の周知

(1) 庁内体制の強化

- **職員の防災意識の向上・訓練の実施**
- **初動体制の強化**
- **各部署の役割分担についての周知・徹底、災害時各課対応マニュアルの作成**

○ 職員の防災意識の向上・訓練の実施

職員に対して、災害対応にあたる責務や役割を理解させ、定期的に防災教育を実施することで、災害時の行動力や防災意識の向上を図るとともに、各種マニュアルを活用した防災訓練や研修を実施します。

○ 初動体制の強化

災害対策本部事務局職員の増員や、役割分担の明確化を図り、職員の配備体制や情報収集体制の強化を推進するとともに、災害対策上の重要な役割を担う災害対策本部の機能を強化します。

また、災害発生時は、市長の命を受けた危機管理監が対応全般における総合調整を行い、円滑な災害対策本部の運営を行います。

○ 各部署の役割分担についての周知・徹底、災害時各課対応マニュアルの作成

東日本大震災で新たに発生した業務を考慮した上で、災害対策上の業務分担の見直しを検討するとともに、業務分担についての各部・課職員への周知・徹底を推進します。

また、災害初動時の対応をスムーズに行うために作成している「職員初動マニュアル」を、東日本大震災の対応をふまえ、災害時により有効なマニュアルとなるよう見直しを行い、職員が常時携帯できるよう新たに「災害時職員参集カード」を作成し、周知・徹底します。

(2) 地区対策本部体制の強化

- **地区対策本部体制の見直し（設置場所・本部職員の配備の検討）**
- **地区対策本部運営マニュアルの作成**

○ 地区対策本部体制の見直し（設置場所・本部職員の配備の検討）

現行の地域防災計画では、市に震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に46箇所の指定避難場所に地区対策本部が設置され、市があらかじめ指定した職員（地区対策本部員）が、各地区対策本部へ3名ずつ直行し、災害対策本部へ情報を伝達することとしていましたが、今回の震災ではほとんど機能しませんでした。

今後は、現在46箇所ある地区対策本部を、職員数が削減されてきている中で限られた人員をより有効的に機能させるため、設置場所や配備職員を限定し、また、その役割を明確にする等、地区対策本部体制の見直しを行います。

○ 地区対策本部運営マニュアルの作成

地区対策本部の設置基準や初動体制などをマニュアル化し、市民組織や市職員に対し共通認識を図るため、周知・徹底します。さらに、マニュアルを活用した訓練等を実施し、地区対策本部の設置・運営の流れについて、継続した教育を実施していきます。

(3) 避難場所・避難所の設置運営に係る対応の強化

- **避難所運営マニュアルの作成、市民組織等への周知**
- **適切な避難場所・避難所の検討**
- **避難所の生活環境改善対策の推進**

○ 避難所運営マニュアルの作成、市民組織等への周知

災害時に、地域が主体となり自主的に避難所が開設できるよう、市民の意見を取り入れながら市民や市民組織向けの避難所運営マニュアルを作成します。

○ 適切な避難場所・避難所の検討

避難場所・避難所の指定は、安全性ならびに収容力を再検証した上で、適切な指定を検討します。また、災害種別により避難場所・避難所を分けることは、かえって市民の混乱を招く恐れがあることから、津波避難施設に適した施設以外の避難場所・避難所については、災害種別により分けることなく市民によりわかりやすい形で適切な指定を検討します。

○ 避難所の生活環境改善対策の推進

災害時要援護者や女性の避難生活に配慮し、計画的な備蓄や必要な物品の確保、また、福祉避難所の更なる指定を進め、避難所の生活環境対策を推進します。

また、避難所配備職員については、努めて女性職員を含めた形で配備を考慮します。

(4) 帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進

- **帰宅困難者の一時滞在施設の確保、避難所での対応の周知・徹底**
- **交通事業者等との連携強化、災害時の役割等の明確化**

○ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保、避難所での対応の周知・徹底

帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設を確保するとともに、避難所での対応について、関係機関等へ周知・徹底します。

○ 交通事業者等との連携強化、災害時の役割等の明確化

市では、県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、JR 津田沼駅を中心とした鉄道事業者及び、駅周辺事業者、学校、警察、消防機関等により構成する「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立しました。本協議会を通じて関係機関との連携強化や、各機関の役割分担の明確化を図り、「帰宅困難者支援マニュアル」の作成に向けて取り組みます。

(5) 津波対策の推進・強化

- **津波についての防災教育の推進、津波避難ビル等の指定**

○ 津波についての防災教育の推進、津波避難ビル等の指定

津波避難に対する「自助意識」の向上を目的とした防災教育を推進するとともに、津波避難ビルの指定等により避難場所を確保し、その情報を市民に周知していきます。

(6) 液状化被災地の復旧・復興と、今後の予防対策の推進

- **ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進**
- **継続した被災者生活再建支援、支援策の住民への広報・周知**

○ ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

今後は、地盤の改良や施設の耐震化・液状化対策により、地震・液状化に強いライフラインづくりを進めるとともに、トイレや飲料水等の応急対策についても、併せて推進していきます。

○ 継続した被災者生活再建支援、支援策の住民への広報・周知

震災で被災した市民への継続した生活再建支援を行っていくと同時に、復興に向けた支援策を、住民説明会等の場を設けて広く市民へ広報・周知します。

(7) 自助・共助の取り組み促進

- **地区別活動マニュアルの作成、周知・徹底**
- **地区別防災カルテの作成、地域リスク情報の共有化促進**
- **市民の防災活動の活性化支援**

○ 地区別活動マニュアルの作成、周知・徹底

災害時に地域全体で自主的な行動ができるよう、災害時に地域で行うべき行動全般を示した地区別活動マニュアルを作成し、周知・徹底していきます。

○ 地区別防災カルテの作成、地域リスク情報の共有化促進

地区別防災カルテを作成し、地区単位での防災活動の基礎資料として活用することで、地域のリスク情報の共有化を図るとともに、地域の防災意識・防災対応力の向上を促進します。

○ 市民の防災活動の活性化支援

地域の防災力を高めるため、引き続き自主防災組織リーダー研修会等により地域の防災リーダーを育成するとともに、広報や出前講座等により市民の自主防災組織への加入を促進します。併せて、市民の防災活動に対する意識向上のため、防災教育の取り組みを積極的に推進し、災害時の市民の役割・ルールや、地域コミュニティ内のリスク情報の共有化を図ることを目的とした「防災ワークショップ」を開催します。

また、地域における防災活動を支援するため、小中学校を中心とした地域の防災拠点となるべく施設に、防災倉庫を設置します。

(8) 市民への情報発信の強化・推進

- **住民ニーズに応じた情報発信が実施できる体制の構築**
- **災害時の情報伝達・情報発信手段の確立**

○ 住民ニーズに応じた情報発信が実施できる体制の構築

災害時に住民が必要とする情報は、災害発生からの時間経過とともに変化するため、情報を

発信するタイミングに応じ、住民ニーズに適応した柔軟な情報発信ができる体制を構築します。
その一つとして、災害対策本部に専任の広報担当者を配置し、情報発信の徹底を図ります。

○ 災害時の情報伝達・情報発信手段の確立

市民への情報伝達及び情報発信の手段として、市内の防災行政用無線等の整備を、デジタル化も含め、推進します。

また、市が運用している携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの」への登録を促進するとともに、エリアメール等その他多様な情報ツール・通信手段を確保し、有効な活用方法を検討します。

(9) 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施

- **災害記録を活用した防災教育用資料の作成**
- **防災教育の一層の充実と防災訓練の実施**
- **液状化等の災害教訓に基づく防災意識啓発活動の推進**

○ 災害記録を活用した防災教育用資料の作成

東日本大震災での被災や対応における教訓等を風化させることなく伝承していくため、被災の体験談や写真等の災害記録を活用した防災教育用の資料を作成します。

○ 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施

東日本大震災の体験談や被災写真等を防災教育用の教材として活用し、住民の防災意識の高揚を図ります。学校現場においては、県が作成した「学校における地震防災マニュアル（平成24年3月）」に基づき、児童生徒等に対する防災教育を強化します。また、学校や消防署、消防団等と連携した防災訓練の実施等、総合的な防災教育を推進していきます。

○ 液状化等の災害教訓に基づく防災意識啓発活動の推進

市内各地で液状化の被害が多数発生したことから、東日本大震災の教訓を基に、今後市が実施する防災アセスメント調査の結果や、県が公表している液状化しやすさマップ等を住民にわかりやすく周知・広報することにより、住民の液状化に対する意識の高揚を図り、対策を促進します。

(10) 災害時要援護者の避難対策の推進

○ **災害時要援護者の避難対策の推進**

○ 災害時要援護者の避難対策の推進

災害発生時に高齢者や障がい者などの災害時要援護者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害時要援護者支援マニュアル等を整備します。また、関係機関とさらなる連携を図り、平常時から地域社会全体で災害時要援護者を支援できる体制構築を推進します。

(1 1) 東日本大震災で発生した新たな課題に対する対策

- **備蓄・物流対策の強化**
- **放射性物質事故対策の検討**
- **大規模広域災害対策の推進**

○ 備蓄・物流対策の強化

県が推進する、市町村からの支援要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等に対し、物資の集積・備蓄拠点の開設や、支援物資の輸送や供給等における役割分担など、具体的な行動について事前に検討し、円滑な受援を可能にする体制を構築します。

また、受援した物資の集積場での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、受援した物資を円滑に市民に支給できる体制も構築します。

○ 放射性物質事故対策の検討

風評被害による混乱を防止するため、モニタリング結果などの情報を、迅速かつ的確に情報発信できるよう、体制の整備を推進します。事故発生時には、住民等からの健康相談や要望等に対応するための相談窓口を設置します。また、国・県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰などの廃棄物や土壌等の処理に対応できるよう、体制を検討します。

○ 大規模広域災害対策の推進

広域で甚大な災害の発生に備え、周辺自治体のみならず、遠方の自治体との災害時の相互応援協定の締結等を推進します。また、他市町村、県、自衛隊、警察、消防、国土交通省等からの広域応援に備え、受援についての方策を事前にルール化するなど、円滑な応援・受援体制を検討します。

また、被災地からの市域を越える避難者に対し、受け入れが円滑に行えるよう、対応の手順を検討し、受け入れ施設の確保等を推進します。

(1 2) 風水害対策の強化

- **突風（竜巻）の発生を考慮した風水害対策の強化**
- **内水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等によるリスク情報の周知**

○ 突風（竜巻）の発生を考慮した風水害対策の強化

平成 24 年 5 月 6 日に発生した竜巻等の突風などにより、茨城県つくば市等で大きな被害が発生しました。これを受け、災害対策基本法の改正において災害の定義に竜巻が加わり、総務省消防庁からも突風（竜巻）による災害についての通知が出されました。このことを受け、市でも突風（竜巻）に対する対策の強化を推進します。

○ 内水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等によるリスク情報の周知

内水はん濫危険度調査の結果に基づいた内水ハザードマップや、土砂災害ハザードマップ等を整備し、住民に対し風水害における地域のリスク情報の周知を図ります。

3. 地域防災計画の見直しに向けた今後の取り組み

本方針をふまえ、地域防災計画の見直しに向けた、以下の取り組みを進めます。

- ① 市の防災対策を見直す際の基礎資料とするため、『防災アセスメント調査』を実施し、地震・風水害・土砂災害についての被害想定を行います。
- ② 災害対策本部の体制や庁内における災害対応体制を強化するため、職員一人ひとりが災害発生時に的確に行動できるよう、『職員向けの各種マニュアル』を整備します。また、作成したマニュアルを教材とした『職員向けの防災演習』を実施し、職員一人ひとりの災害対応、特に初動対応に関する理解を深め、「公助」の力を高めます。
- ③ 「自助・共助」の取り組み促進の一環として、地域コミュニティにおける防災活動の基礎資料として活用できるような形式で、『地区別防災カルテ』を作成します。地区別防災カルテ作成にあたっては、地域コミュニティ内のリスク情報の共有化を図るため、『市民向けの防災ワークショップ』を開催します。
- ④ 地域における平常時からの災害対策や心構え、災害発生時における要援護者の支援等の初動対応、地区対策本部や避難所の設置・運営の流れなど、災害時の対応全般を示し、地震発生時に「自助」及び「共助」の力が十分に発揮されるよう、『地区別活動マニュアル』を作成します。

以上の取り組みを通じて、現在の防災対策の見直しを行い、「習志野市地域防災計画」を東日本大震災での経験をふまえた計画に修正します（平成 25 年度修正予定）。

災害初動時の「自助・共助・公助」の関係を、**図-2**に示します。

災害初動時における行政による「公助」には限界があり、市民による「自助」や地域での「共助」の力が非常に重要となります。そのため、お互いに連携しながら災害に立ち向かえるよう、それぞれの災害対応力を強化することにより、習志野市全体の防災力の向上を目指します。

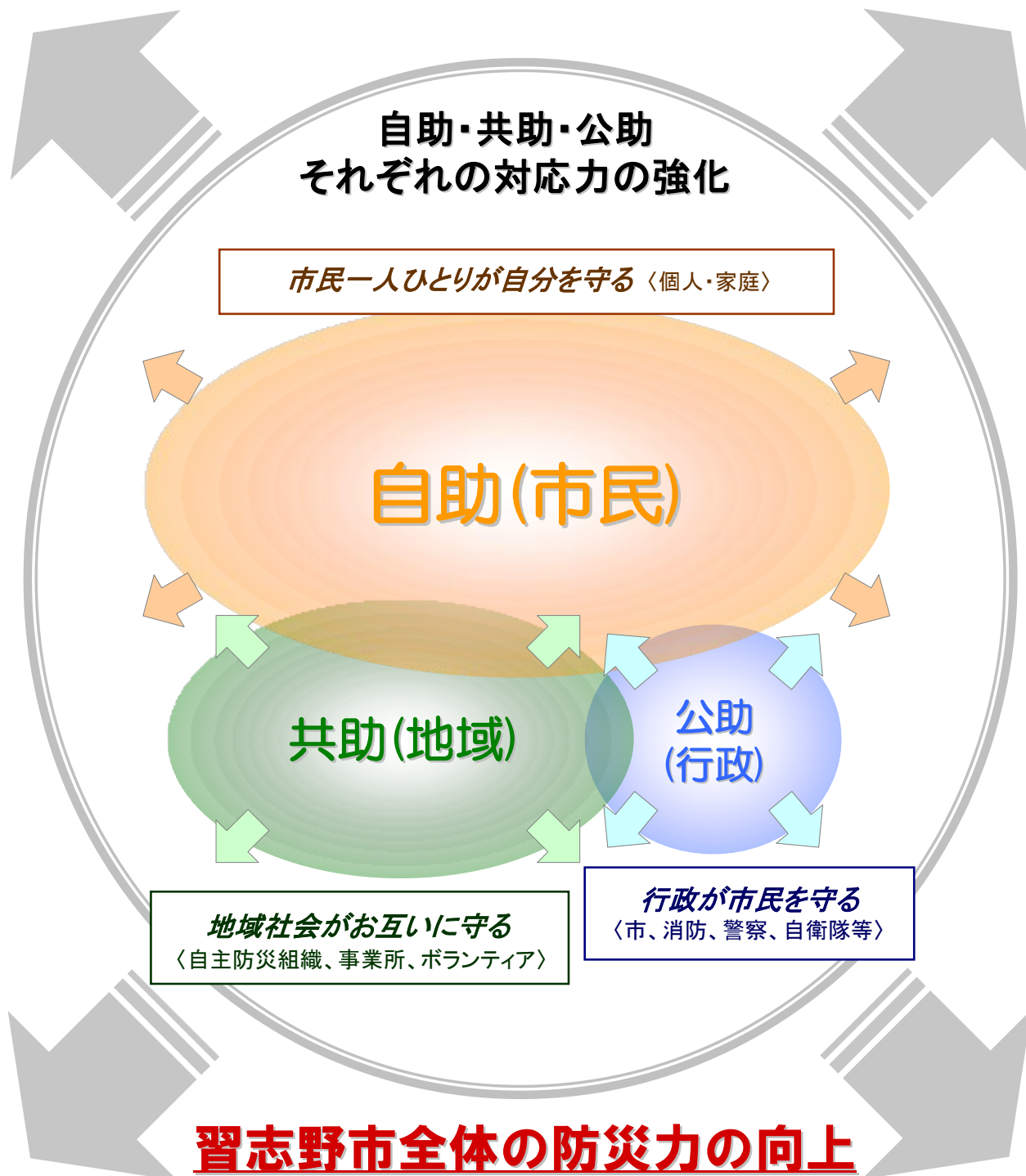


図-2. 災害初動時の「自助・共助・公助」の関係